

知ることから
はじめよう！

＼ みんなが暮らしやすいまちへ ＼

一人ひとりの
違いを認め合い、
支え合う社会へ

合理的配慮に ついて考える寸劇

～ちょっとした配慮が、だれかの「安心」につながります～

アイスクリーム屋でのトラブル
テーマパークでの出来事

身近な場所で障がい者が必要とする合理的配慮を考えよう！

無料

日時 2026年10月24日(土)15時～16時30分(14時45分 受付)

会場 鶴が台団地UR第一集会所 鶴が台団地郵便局前



後援：茅ヶ崎市

●合理的配慮とは？

合理的配慮とは、障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のことです。

今回のイベントでは、寸劇を通じて身近な場面で実際に起きた合理的配慮に関する事例を紹介します。この寸劇を通じて、合理的配慮を考えてみませんか？

茅ヶ崎市合理的配慮促進条例を考える会とは

日本全国184以上の都道府県や市町村で制定されている「障害者差別解消に関する条例」を茅ヶ崎市で制定し、障がい者だけでなく高齢者や子ども、怪我や病気などで困難な状況にある誰もが、ともに暮らしやすい街を作ることを目的として活動しています。

代表：松永徹(翔の会支援アドバイザー、茅ヶ崎市自立支援協議会前会長)

主催：茅ヶ崎市合理的配慮促進条例を考える会

メール：chigasakihairyo@gmail.com

(電話 090-3341-9329)

〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎3-2-7 茅ヶ崎市民活動サポートセンター気付レターケース No. 24

【優先受付】当日受付も可能ですが参加希望の方は事前にメールにてお申込みください。



公式ブログ

誰もがともに暮らしやすい街へ...
障がいがあっても不便じゃなくなる条例を知っていますか？

合理的配慮 ってなあに？



合理的配慮とは、さまざまな社会生活において、障がいのある人もない人も、子どもや大人でも、誰もが平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のことです。右の図は野球の試合を観戦する際の子どもたちの社会的障壁と、それに対する合理的配慮を視覚化したものです。



● 条例の必要性

2016年4月に施行された「障害者差別解消法」により、この合理的配慮を可能な限り提供することが、行政・学校・企業などの事業者には義務付けられました。また令和3年に「障害者差別解消法」が改正され、2024年4月より事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

しかしながら、まだ合理的配慮の理念が市民や当事者、事業者に広く浸透しているとは言い難い現状であり、市内各地で様々なトラブルが散見されています。この合理的配慮を周知させるために効果的なのが、全国219以上の自治体で制定されている合理的配慮に関する条例を茅ヶ崎市にも制定し、市民に向けて発信していくことではないでしょうか。

● 茅ヶ崎市が、誰もががともに暮らしやすい街になる

合理的配慮は障がい当事者だけを対象として考えるものではなく、その家族や高齢者や家族、あるいは子供やベビーカーを押す親たちといった社会的弱者に対しても考慮すべきものです。合理的配慮が広く市民に浸透することによって、誰もがともに住みやすい街になることは言うまでもありません。